

平成26年11月25日(火)
国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所

記者発表資料

～神崎町に新たな「道の駅」誕生～

「はっこう発酵さとの里 こうざき」登録証伝達式を行います

平成26年10月10日付けで、千葉県内24番目の「道の駅」として、「発酵の里 こうざき」が「道の駅」に登録されました。

道の駅「けんおうどうこうざき発酵の里 こうざき」は今年4月に開通した圏央道神崎インターチェンジから近く、来年4月にオープンする予定です。

「発酵の里 こうざき」について、「道の駅」の登録証の伝達を下記のとおり執り行いますので、お知らせ致します。

〈登録証伝達式〉

日 時：平成26年11月28日(金) 14:00～

場 所：神崎町役場

出席者：神崎町長、千葉国道事務所長、千葉県道路計画課長、
香取土木事務所長 他

〈報道関係の皆様へ〉

「登録証伝達式」への取材を希望される方は、事前に問い合わせ先までご連絡をお願いします。

※「道の駅」の登録証は、国土交通省道路局長が交付するもので、千葉国道事務所長から申請者の神崎町長へ登録証を伝達します。

「道の駅」の情報については関東「道の駅」ホームページでもご覧になれます。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/Michi-no-Eki/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、
千葉県政記者会、香取記者クラブ

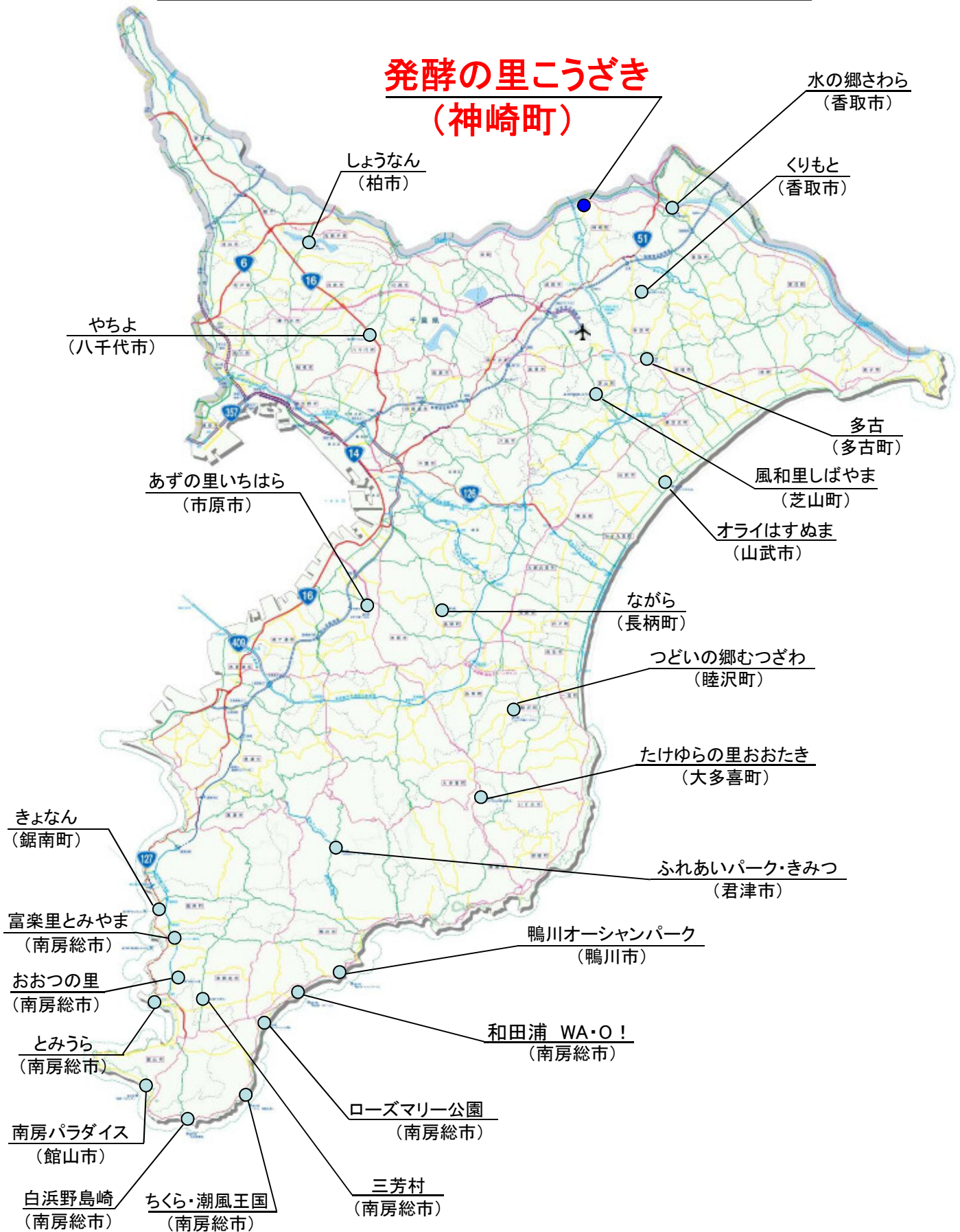
問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話 043-287-0311(代表)

副所長 うと宇都 ゆうじ優二 計画課長 よこた横田 ゆうじろう雄二郎

千葉県「道の駅」登録箇所位置図





「道の駅」について

1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、

「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

4. 主な登録要件

(1) 休憩施設

○ 駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場

○ トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置

(2) 情報発信施設

・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

(3) 地域連携

・地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

(4) 設置者

・市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体*

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、地方公共団体が推薦する公益法人

(5) その他の配慮事項

・施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること